

神山町
第三期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

徳島県 神山町

はじめに

この度、「神山町第三期子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、ご挨拶申し上げます。

本町では、これまで令和4年3月に策定しました「まちの基本方針」に基づき、3つの柱の一つである、「人を育てる」の中の4つの行動指針に従って、子育て支援の推進に取り組んでまいりました。

国においては、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、同年12月に「こども大綱」が閣議決定され、この中で、目指すべき社会として「こどもまんなか社会」が掲げられました。

この国の方針や「徳島県こども計画」を踏まえ、本町では、「神山町第二期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の満了に伴い、「神山町第三期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画では、“父と母も安心して働き、社会とかかわることができる”、“すべての家庭のこどもは、同じ年のこどもと出会い、一緒に遊ぶことができる”を、本町のめざす姿とした、第二期計画の基本理念を継承しつつ、新たに顕在化してきた社会課題への対応を踏まえて、“こどもの「笑顔」と「輝き」を育む『こどもまんなか』のまち・神山”を基本理念として掲げ、本町の子育て支援施策をさらに充実、推進していくこととしています。

最後に、この計画の策定にあたり、「神山町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」などにご協力いただきました町民の皆様をはじめ、貴重なご意見を頂きました「神山町子ども・子育て会議」の委員の皆様ほか関係者の方々に厚く御礼を申し上げます。

令和7年3月

神山町長
河野 雅俊

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	6
1 人口の推移等	6
2 子育て支援サービスの提供と利用状況	15
3 子育てに関するアンケート調査の結果概要	22
4 子育て関連施設ヒアリングの結果概要	25
5 第二期計画の進捗と評価	27
第3章 計画の基本理念及び施策の体系	28
1 基本理念	28
2 基本目標	30
3 施策の体系	32
第4章 施策の展開	33
1 こどもと子育て家庭を支援する	33
2 母親とこどもの健康づくりに取り組む	35
3 こどもを地域全体で育む	40
4 こどもの権利と安全を守る	44
5 特に配慮が必要なこどもや家庭を支える	47
第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策等	50
1 教育・保育の提供区域の設定	50
2 保育認定	51
3 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期	52
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、実施時期	55
第6章 推進体制	65
1 計画の推進に向けて	65
2 計画の評価・確認等	66
資料編 参考資料（巻末資料）	67
■神山町子ども・子育て会議開催経過	67
■神山町子ども・子育て会議委員名簿	68
■神山町子ども・子育て会議条例	69
■用語解説	71

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

令和5年4月にこども家庭庁が創設、こども基本法が施行、同年12月には国全体のこども施策の基本的な指針等を定める「こども大綱」が閣議決定されるなど、こども政策は新たな展開を迎えています。国においては、こどもや若者に関する政策について、これまで少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法等に基づいて、各種施策に取り組み、平成27年には「子ども・子育て関連3法」が施行されるなど、子育て支援が推進されてきました。

しかしながら、晩婚化・未婚率の上昇などを背景とした少子化の進行とともに、子育て家庭をめぐる環境変化は、子育て家庭の孤立と子育て不安などが深刻化しています。さらに、児童虐待の相談対応件数やいじめ認知件数、小中学校での不登校児童生徒数、こどもの自殺者数などが増加傾向であるとともに、こどもの貧困やヤングケアラー、ひきこもりなど、こども・若者を取り巻く状況は複雑化しています。

こうしたこどもを取り巻く厳しい環境等を背景に、こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、それぞれの自治体が、こども大綱を勘案した自治体こども計画を策定することで「こどもまんなか社会」の実現につながる取り組みが求められています。

本町では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことで、こどもの健やかな育ちと家庭での子育てを地域で支援する環境を整備し、子育てがしやすいまちづくりを推進するために、「神山町第三期子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画）を策定します。

こどもまんなか社会

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

【国の動き】

年	国の動き
平成2年（1990）	〈1.57ショック〉＝少子化の傾向が注目を集める
平成6年（1994）	エンゼルプラン＋緊急保育対策5か年事業（平7～11年度）
平成11年（1999）	少子化対策推進基本方針少子化対策推進関係閣僚会議決定 新エンゼルプラン（平12～16年度）
平成13年（2001）	仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）平13.7.6閣議決定
平成14年（2002）	少子化対策プラスワン厚生労働省まとめ
平成15年（2003）	少子化社会対策基本法平15.9.1施行 次世代育成支援対策推進法平15.7.16から段階施行 ↓ 地方公共団体・企業等における行動計画の策定・実施
平成16年（2004）	少子化社会対策大綱平16.6.4閣議決定 子ども・子育て応援プラン平16.12.24少子化社会対策会議決定（平17～21年度）
平成17年（2005）	次世代育成支援対策推進法が施行
平成18年（2006）	新しい少子化対策について平18.6.20少子化社会対策会議決定
平成19年（2007）	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 仕事と生活の調和推進のための行動指針 「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略
平成20年（2008）	「新待機児童ゼロ作戦」について 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方 仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項 5つの安心プラン ③未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会 社会保障国民会議最終報告
平成21年（2009）	次世代育成支援対策推進法の一部改正 子ども・若者育成支援推進法が成立 児童福祉法等の一部改正
平成22年（2010）	子ども・子育てビジョン閣議決定 子ども・子育て新システム検討会議

年	国の動き（続き）
平成 24 年（2012）	子ども・子育て関連 3 法公布 子ども・子育て新システムの基本制度少子化社会対策会議決定
平成 25 年（2013）	子ども・子育て会議設置 待機児童解消加速化プラン 少子化危機突破のための緊急対策
平成 26 年（2014）	子供の貧困対策に関する大綱平 26. 8. 29 閣議決定
平成 27 年（2015）	少子化社会対策大綱平 27. 3. 20 閣議決定 子ども・子育て支援新制度
平成 29 年（2017）	子育て安心プラン平 29. 12. 8 閣議決定の「新しい経済政策パッケージ」により前倒し実施
令和元年（2019）	幼児教育・保育の無償化
令和 5 年（2023）	こども家庭庁設置 こども基本法施行 こども大綱が閣議決定

2 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づき策定する「市町村こども計画」であり、国のこども大綱及び徳島県こども計画を勘案して策定します。

（都道府県こども計画等）

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

（こども基本法）

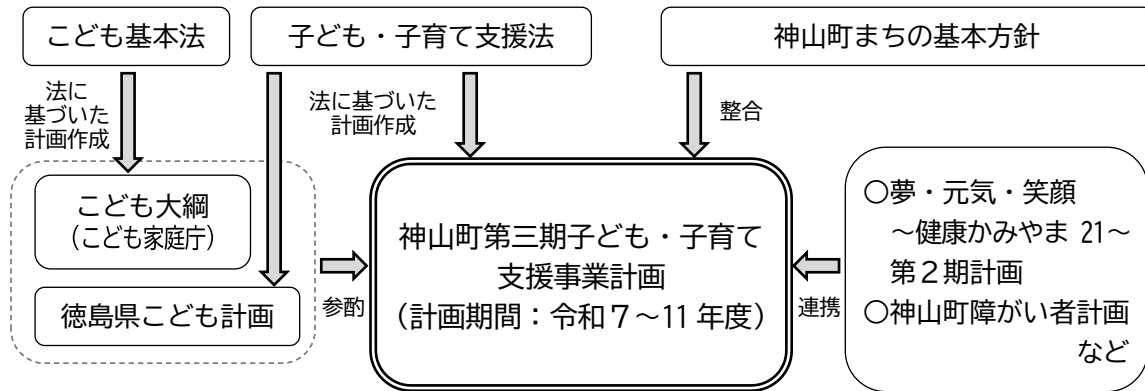
また、以下の計画等を一体的な計画として包含しています。

さらに、本計画は、上位計画である「神山町まちの基本方針」や、その他関連計画と整合を図り、策定しています。

-
- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条、第62条に規定される市町村子ども・子育て支援事業計画
 - ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条、第9条に規定される市町村行動計画
 - ・子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条に規定される市町村子ども・若者計画
 - ・子ども貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条に規定される市町村計画
-

(2) 関連計画との整合性

本計画は、上位計画である「まちの基本方針」との整合を図り、各種関連計画と連携した、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進します。



3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度からの5年間とします。

また、社会情勢や子育てニーズの変化等に対応するため、本計画は定期的に計画の進捗状況を点検して、必要に応じた見直しも随時行っていくこととします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第二期計画 (令和2年度～)								
計画策定	Miyazaki City Third Child Rearing Support Business Plan (This Plan)							
					評価・次期計画策定	次期以降 (令和11年度～)		

4 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、以下の3項目を実施することで、現状及び課題を把握し、今後の本町における子育て支援のあり方について検討します。

- (1) 「Miyazaki City Child Rearing Council」による審議
- (2) ニーズ調査の実施
- (3) 子育て関連施設や庁内へのヒアリングの実施

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

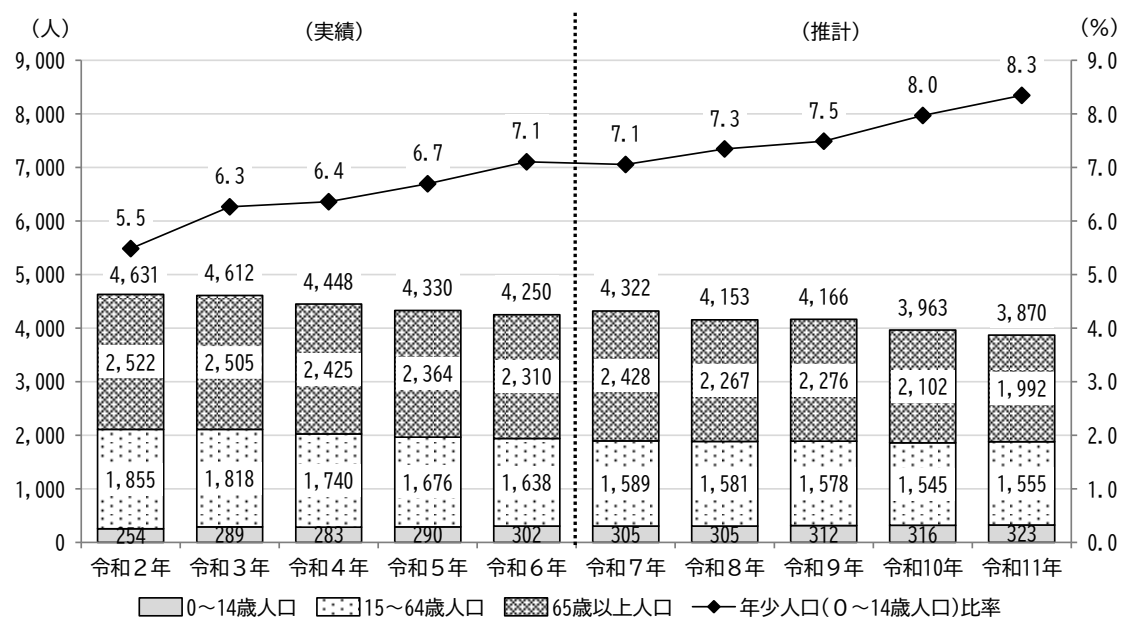
1 人口の推移等

(1) 人口の推移と推計（人口3区分と児童数）

総人口は減少傾向で推移しており、令和6年4月現在で4,250人となっています。令和2年と比べると381人の減少となっています。一方で、年少人口（0～14歳人口）比率は増加傾向で推移しています。

今後は令和7年に増加に転じるものの、その後再び減少傾向が続くと考えられます。令和11年4月には現状（令和6年4月）と比較して、380人減少することが予想されています。

■人口の推移と推計（人口3区分）



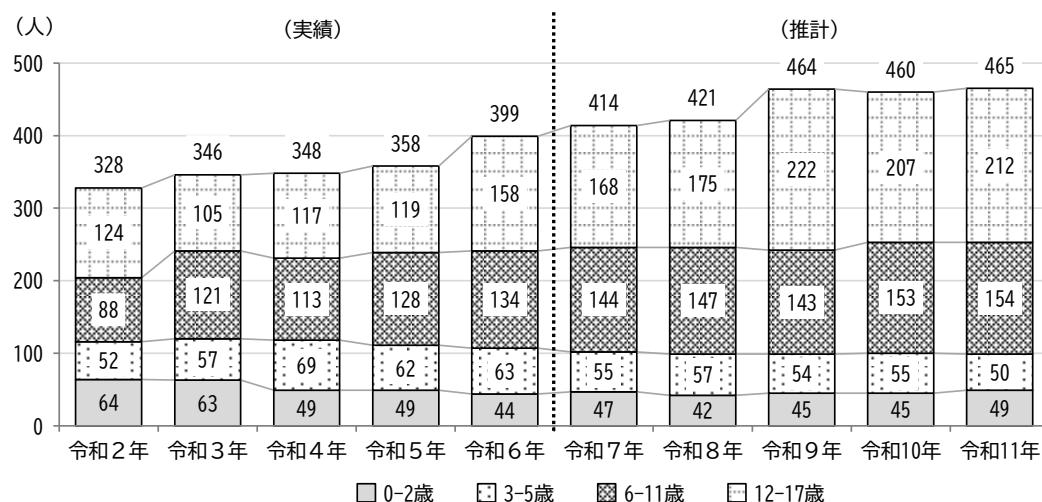
資料：住民基本台帳《各年4月1日現在》

※人口推計は実績人口をもとにコーホート変化率法により算出

児童数は増加傾向で推移しており、令和6年4月現在で399人となっています。令和2年と比べると71人の増加となっています。

今後も増加傾向が続くと考えられます。令和11年4月には現状（令和6年4月）と比較して、66人増加することが予想されています。

■児童人口の推移と推計



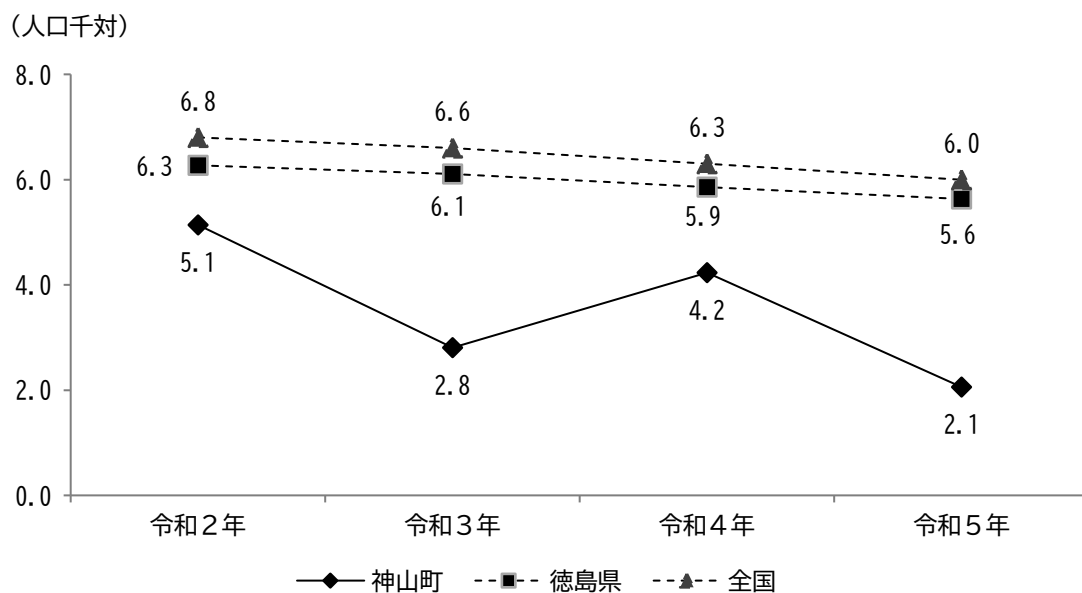
資料：住民基本台帳《各年4月1日現在》

※人口推計は実績人口をもとにコーホート変化率法により算出

(2) 出生の動向

出生率は増減を繰り返しながら推移しており、令和5年では2.1となっています。
徳島県や全国と比較すると低い傾向で推移しています。

■出生率の推移と比較



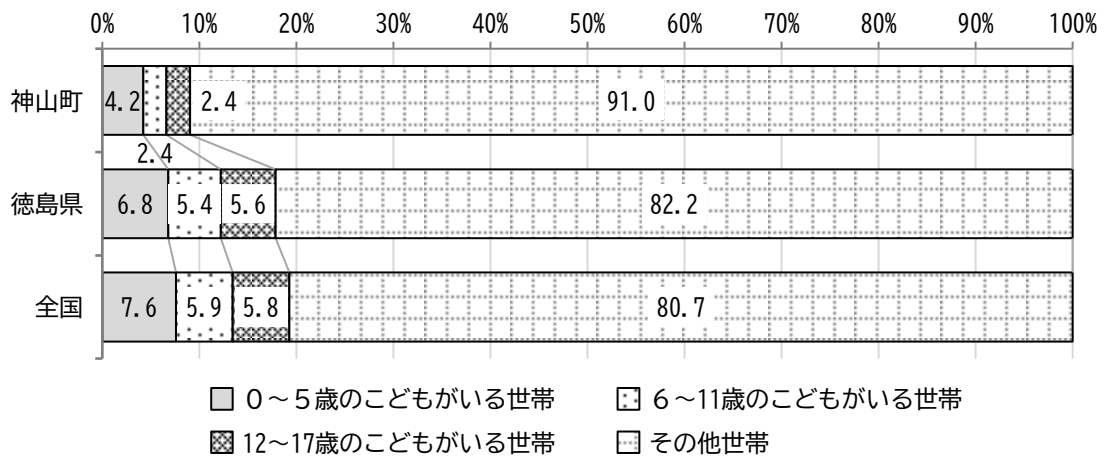
資料：徳島県人口移動調査年報（神山町、徳島県）、
厚生労働省令和5年人口動態統計月報年計（概数）の概況（全国）

(3) 世帯の状況

令和2年における神山町の一般世帯数は2,013世帯で、そのうち「0～5歳のこどもがいる世帯」は4.2%（85世帯）、「6～11歳のこどものいる世帯」は2.4%（48世帯）、「12～17歳のこどものいる世帯」については2.4%（49世帯）となっており、各年代ともに、徳島県や全国と比較すると低くなっています。

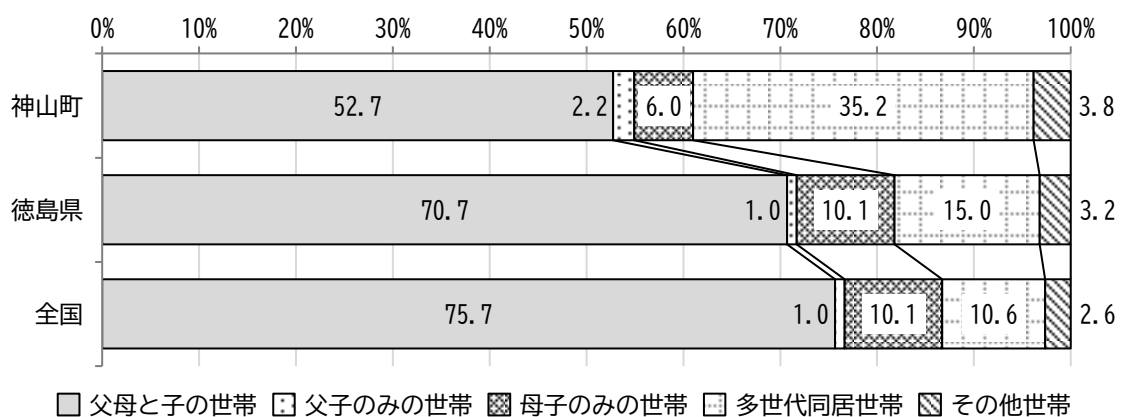
18歳未満のこどもがいる世帯のうち、核家族の割合（「父母と子の世帯」、「父子のみの世帯」、「母子のみの世帯」の合計）は60.9%となっており、徳島県や全国と比較すると低くなっています。父子家庭の割合はやや高くなっています。

■こどもがいる世帯の割合（令和2年）



資料：令和2年国勢調査

■18歳未満のこどもがいる世帯の割合（令和2年）



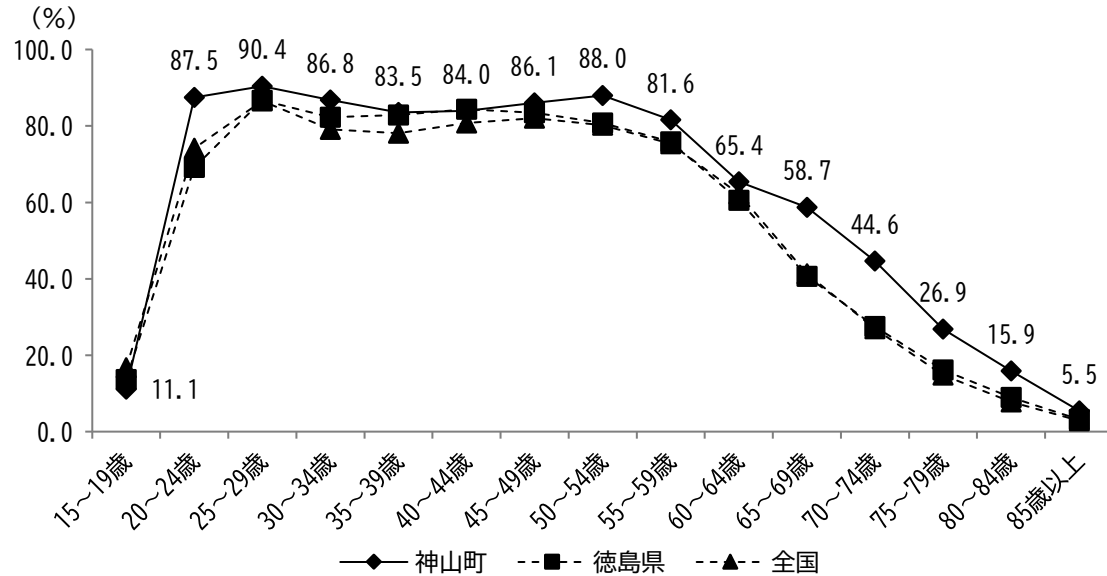
資料：令和2年国勢調査

(4) 女性の就労状況

年齢別就業率は20～59歳で80%以上と高くなっています。

徳島県や全国と比較しても全体的に高くなっています。

■女性の年齢別就業率（令和2年）



資料：令和2年国勢調査

単位 (%)

区分	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
神山町	11.1	87.5	90.4	86.8	83.5	84.0	86.1	88.0	81.6	65.4	58.7	44.6	26.9	15.9	5.5
徳島県	13.6	69.2	86.7	82.3	82.8	84.4	83.5	80.8	75.8	60.5	40.7	27.5	16.1	9.0	3.2
全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	41.3	26.9	14.9	7.8	2.9

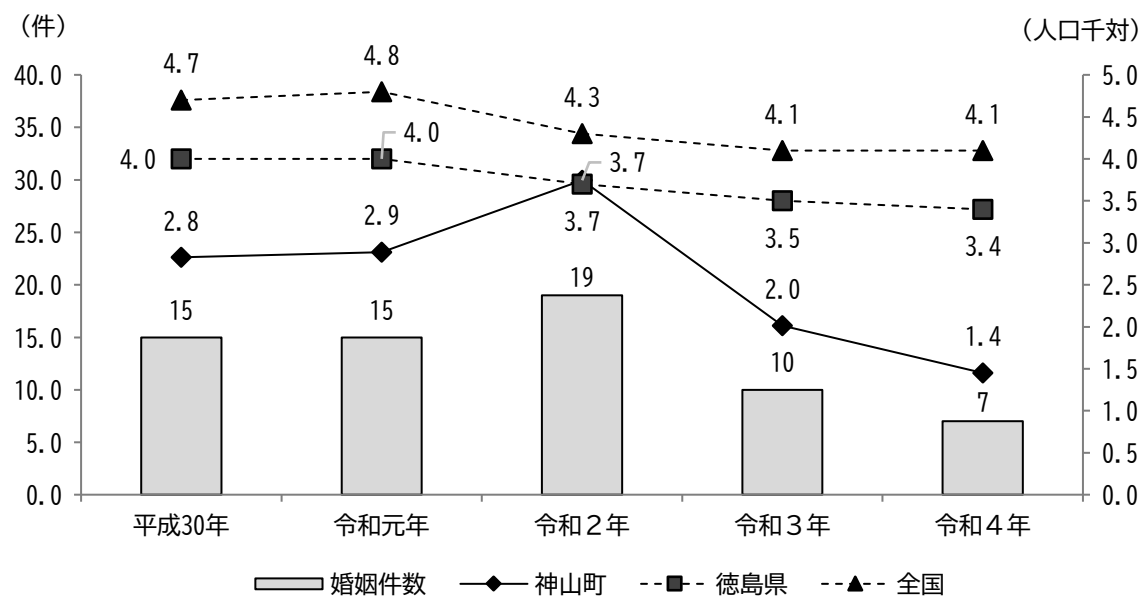
資料：令和2年国勢調査

(5) 婚姻数の動向

婚姻件数は令和2年より減少傾向で推移しており、令和4年では7件となっています。

徳島県や全国と比較すると、令和2年に徳島県と同程度になりましたが、それ以降は大きく下回っています。

■婚姻件数と婚姻率の推移と比較



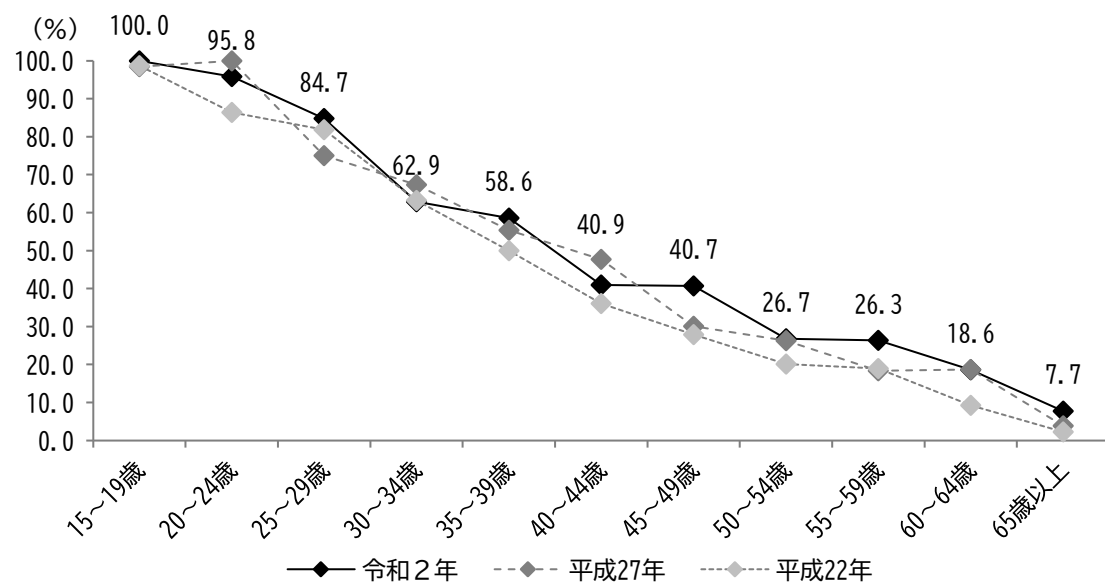
資料：神山町住民課資料（神山町）、厚生労働省人口動態統計（徳島県、全国）

未婚率は全体的に増加傾向で推移しています。

平成 27 年との比較では、男性は、20～24 歳、30～34 歳、40～44 歳を除いた年齢で増加しており、特に 25～29 歳、45～49 歳、55～59 歳が増加しています。

女性は、20～24 歳、35～39 歳、45～49 歳を除いた年齢で増加しており、特に 40～44 歳、50～54 歳が増加しています。

■未婚率の推移（男性）



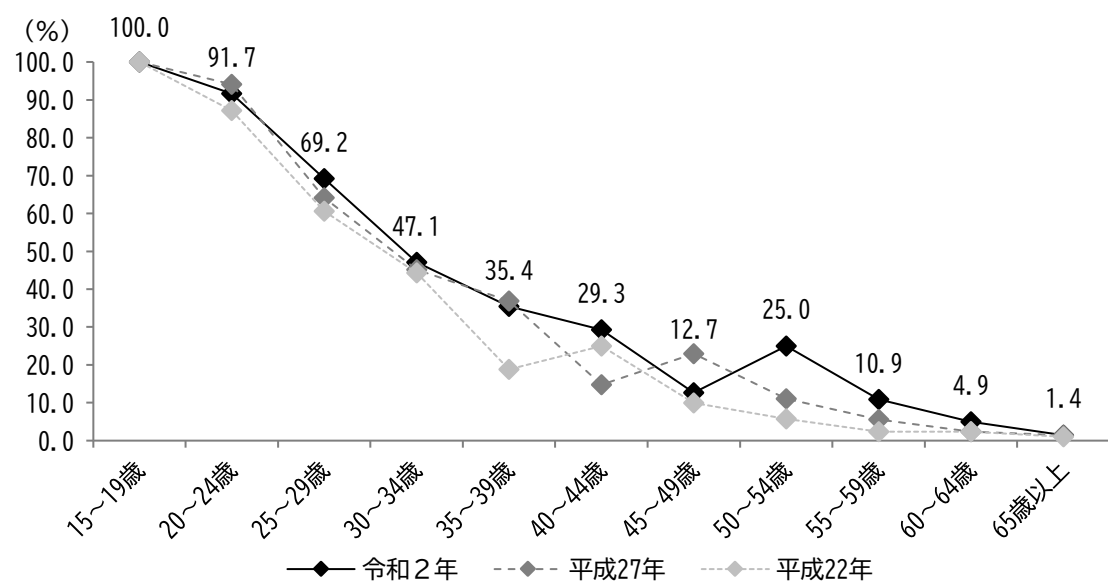
資料：国勢調査

単位（％）

区分	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
令和2年	100.0	95.8	84.7	62.9	58.6	40.9	40.7	26.7	26.3	18.6	7.7
平成27年	98.5	100.0	75.0	67.3	55.3	47.7	30.1	26.3	18.3	18.6	3.8
平成22年	98.7	86.4	81.8	63.2	50.0	36.1	27.9	20.1	18.9	9.2	2.3

資料：国勢調査

■未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査

単位（％）

区分	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
令和2年	100.0	91.7	69.2	47.1	35.4	29.3	12.7	25.0	10.9	4.9	1.4
平成27年	100.0	94.1	64.2	45.1	36.9	14.8	22.9	11.0	5.6	2.4	1.4
平成22年	100.0	87.2	60.6	44.3	18.8	25.0	9.9	5.7	2.4	2.4	1.0

資料：国勢調査

(6) 児童生徒数の推移

本町には、現在小学校が2校、中学校が1校、高等学校が1校、高等専門学校が1校あります。

小学校の児童数は136人、中学校の生徒数は56人、高等学校の生徒数は86人、高等専門学校の生徒数は44人となっています。

■児童生徒数の推移

単位（校、人）

区分	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	学校数	2	2	2	2	2
	児童数	111	109	130	121	136
中学校	学校数	1	1	1	1	1
	生徒数	64	55	53	56	56
高等学校	学校数	1	1	1	1	1
	生徒数	81	85	87	86	86
高等専門学校	学校数	—	—	—	—	1
	生徒数	—	—	—	—	44

資料：徳島県学校基本調査

2 子育て支援サービスの提供と利用状況

(1) 保育所の状況

本町には令和6年度現在、2か所設置されており、合計定員は120人となっています。

■保育所の入園状況

単位（か所、人）

名称	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
広野保育所 下分保育所	実施か所数	2	2	2	2	2
	入園児童数	95	93	91	82	82

資料：健康福祉課（各年5月1日現在）

(2) 特別保育サービス等の実施状況

① 延長保育

通常の保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までですが、保護者の多様な勤務形態や勤務時間の増加を踏まえ、通常保育を超えて保育を行う延長保育事業を、広野保育所で午後6時30分から午後7時までの30分間で行っています。

② 障がい児保育

障がい児保育は、日々の集団保育が可能な軽・中程度の障がい児を受け入れ、保育を行う事業です。本町においては、全保育所で加配保育士を配置し対応しています。

③ 病児・病後児保育

児童が病氣中や病氣の回復期にあって、かつ保護者が就労しているなどの理由で家庭において保育ができないときに、児童を一時的に預かる事業です。広域での事業提供により実施しています。

(3) 地域子育て支援拠点事業の実施状況

本町では、ぱんだぐみで実施していましたが、令和2年11月より鮎喰川コモンも追加し、2か所での実施としています。子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進、子育て等に関する相談及び援助、地域子育て関連情報の提供等の役割を担っています。ぱんだぐみは、令和7年度から休止を予定しています。

<主な活動内容>

○子育てに関する情報提供	○親子あそびなどの行事
○子育てに関する相談対応	○講演会・育児懇談会
○保護者同士の交流・情報交換の場の提供	○子育てサークル活動の支援
○オープンスペースの提供	

■地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の利用状況

単位（日、人）

名称	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ぱんだぐみ	開所日数	137	128	101	137	86
	延べ利用者数	436	435	639	405	34
鮎喰川コモン	開所日数	—	181	193	257	123
	延べ利用者数	—	435	639	405	293

資料：健康福祉課（各年5月1日現在）

※令和6年度は10月末現在

（4）放課後児童健全育成事業の状況

本町では、小学校1年生から6年生の児童のうち、保護者が就労している等の理由により、放課後に児童がひとりで過ごすこととなる家庭を対象に、町内2か所に児童クラブを設置しています。令和6年度で70人の定員に対して86人（一時利用も含む）が利用しています。

■児童クラブ登録者の状況

単位（人）

名称	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
すだちっこくらぶ 広野児童クラブ	低学年	45	49	41	47	47
	高学年	35	42	41	32	39
	合計	80	91	82	79	86

資料：健康福祉課（各年度4月1日時点）

(5) 母子保健の実態及び母子保健の実施状況

① 乳幼児健診

乳児健康診査、股関節脱臼検診、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、1歳児・2歳児・2歳6か月児歯科検診は、集団検診を行っています。

■乳児健康診査

計測、問診、医師による診察、保健師による保健指導、管理栄養士による離乳食指導、歯科衛生士による歯科指導等を行っています。

単位（人）

名称	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児健康診査	延べ受診者数	28	38	20	20	22

資料：健康福祉課（各年3月31日現在）

※令和6年度は12月末現在

■股関節脱臼検診

計測、問診、整形外科医師による診察、保健師による保健指導、管理栄養士による離乳食指導等を行っています。

単位（人）

名称	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
股関節脱臼検診	延べ受診者数	49	26	37	23	13

資料：健康福祉課（各年3月31日現在）

※令和6年度は12月末現在

■1歳6か月児健康診査

計測、医師による内科診察、歯科医師による歯科診察、保健師による保健指導、管理栄養士による栄養相談、公認心理師による心理相談、言語聴覚士による発達相談、歯科衛生士による歯科保健指導、希望者に対するフッ素塗布等を行っています。

単位（人、％）

名称	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1歳6か月児健康診査	対象者数	25	22	18	18	14
	受診者数	21	19	14	15	12
	受診率	84.0	86.4	77.8	83.3	85.7

資料：健康福祉課（各年3月31日現在）

※令和6年度は12月末現在

■ 3 歳児健康診査

1 歳 6 か月健康診査と同じ内容に加えて、弱視等を発見する目の屈折検査を行っています。

単位（人、％）

名称	項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
3 歳児健康診査	対象者数	27	26	20	20	13
	受診者数	24	22	17	18	12
	受診率	88.9	84.6	85.0	90.0	92.3

資料：健康福祉課（各年 3 月 31 日現在）

※令和 6 年度は 12 月末現在

■ 1 歳児・2 歳児・2 歳 6 か月児歯科検診

計測、歯科医師による歯科診察、歯科衛生士による歯科相談、保健師による保健指導、管理栄養士による栄養相談、希望者に対するフッ素塗布を行っています。

単位（人、％）

名称	項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 歳児歯科検診	対象者数	20	20	11	18	7
	受診者数	17	16	7	13	6
	受診率	85.0	80.0	63.6	72.2	85.7
2 歳児歯科検診	対象者数	32	18	19	12	15
	受診者数	20	13	14	8	14
	受診率	62.5	72.2	73.7	66.7	93.3
2 歳 6 か月児 歯科検診	対象者数	27	22	18	16	13
	受診者数	15	14	14	11	10
	受診率	55.6	63.6	77.8	68.8	76.9

資料：健康福祉課（各年 3 月 31 日現在）

※令和 6 年度は 12 月末現在

② 妊婦・産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査

受診券（票）を交付し、委託医療機関にて健診を行うことで、妊婦の健康管理の向上や産後のうつ予防や新生児への虐待予防等を図り、また、1歳未満の乳児に対し、こどもの健康状態を把握し、必要に応じて適切な指導を行っています。

単位（人）

名称	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査	延べ受診者数	235	206	156	151	79
産婦健康診査	延べ受診者数	-	-	-	4	8
乳児健康診査	延べ受診者数	27	18	26	10	13
新生児聴覚検査	受診者数	20	10	17	10	3

資料：健康福祉課（各年3月31日現在）

※令和6年度は11月末現在

※産婦健康診査は、令和6年1月から開始

③ 妊娠届出時を含む妊婦、産婦の相談・保健指導

妊娠届出時には、母子健康手帳の交付や妊娠中の生活指導、育児等に関する情報提供を行っています。また、産婦に対し、出生時や生活状況の把握から必要な保健指導を実施し、保健事業（健診、予防接種）の周知を行っています。

単位（人）

名称	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談指導	延べ利用者数	38	58	36	33	26

資料：健康福祉課（各年3月31日現在）

※令和6年度は12月末現在

④ 妊産婦、乳幼児訪問

妊産婦、新生児及び乳幼児で支援が必要な人に対し、保健師が家庭を訪問し、育児不安の解消につながるよう保健指導を行っています。また、生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を保健師が行い、子育て情報の提供、養育環境も含めた相談等を行っています。

単位（人）

名称	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊産婦訪問	延べ利用者数	29	10	19	10	19
乳幼児訪問	延べ利用者数	24	9	18	10	6

資料：健康福祉課（各年3月31日現在）

※令和6年度は12月末現在

⑤ 不妊治療費助成事業（令和7年度から実施予定）

不妊に悩む夫婦を支援するため、生殖補助医療（保険適用で行われた体外受精・顕微授精等の治療）に要する費用の一部を助成します。

⑥ 産後ケア事業

産後1年未満の産婦及び1歳未満の乳児に対し、心身のケア、育児サポート等を実施。

単位（人）

名称	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
居宅訪問型	延べ利用者数	-	-	13	17	10

資料：健康福祉課（各年3月31日現在）

※令和6年度は12月末現在

※令和4年度から事業開始

※短期入所型、通所型については、実施に向けて検討していく。

(6) 町内の子育て関連施設（令和6年12月現在）

町内の子育て関連施設を、下図に示しています。

■町内の子育て関連施設



区分	名称	区分	名称
保育所	広野保育所	中学校	神山中学校
	下分保育所	高等学校	城西高等学校神山校
地域子育て支援拠点	ぱんだぐみ	高等専門学校	神山まると高専
	鮎喰川コモン	その他	神山町役場
小学校	広野小学校		
	神領小学校		
放課後児童クラブ	広野児童クラブ		
	すだちっこくらぶ		

3 子育てに関するアンケート調査の結果概要

(1) 調査概要

① 保護者

項目	平成 30 年度	令和 5 年度
調査対象者	神山町在住の「就学前児童」及び「小学生（4年生まで）」をお持ちの世帯・保護者	同左
調査期間	平成 30 年 12 月	令和 6 年 1 月～2 月
調査数	130 件	137 件
調査方法	保育所及び小学校を通じて配布回収（一部郵送）	同左
調査票回収数	69 件	102 件
回収率	53.1%	74.5%

② 小中学生

項目	平成 30 年度	令和 5 年度
調査対象者	実施していません	神山町内の小学校・中学校に通学している小学 5 年生～中学 3 年生までの児童・生徒
調査期間		令和 6 年 1 月～2 月
調査数		100 件
調査方法		各学校を通じて配布回収（一部郵送）
調査票回収数		96 件
回収率		96.0%

(2) 結果の概要

① 保護者

子育て環境の変化について

- ・保護者の就労状況のうち、母親がフルタイムで就労している割合が5割を超え、5年前よりも1割程度増加しています。また、父親が育児休業を取得していないと回答した割合は、5年前より1割程度減少しています。
- ・父親の育児休業取得が進むなど職場環境は改善されていますが、母親の就労状況が変わるなど、子育て環境の変化に伴う子育て世帯への支援が更に必要となっています。

支援を必要とするこどもと子育て家庭への対応について

- ・日常的、緊急時にこどもを預かってもらえる人として、「祖父母等の親族」、「友人・知人」がいずれも前回調査より増加しています。一方で、子育てをする上で気軽に相談できる相手として、「友人・知人」が増加する一方で、「祖父母等の親族」は大きく減少しています。
- ・子育てにかける時間に関して余裕が出てきた中で、身近に子育てを相談できる相談先の確保が必要となっています。

こどもの居場所について

- ・放課後にこどもを過ごさせたい場所として、低学年では「放課後児童クラブ(学童)」、「自宅」、「祖父母宅や友人・知人宅」が減少していますが、「その他(公民館、児童館、公園など)」が増加しています。また、高学年では、「自宅」、「祖父母宅や友人・知人宅」が減少していますが、「放課後児童クラブ(学童)」、「その他(公民館、児童館、公園など)」が大きく増加しています。
- ・今後は、「放課後児童クラブ(学童)」だけでなく、「子育て支援拠点」もこどもの放課後の居場所として、引き続きニーズに対応するとともに、支援員の確保など受け皿づくりを進めていく必要があります。

こどもと子育てにやさしいまちについて

- ・地域での子育てについて、「地域ぐるみで子どもを見守る体制ができていると思う」割合が5割を超え、「子育てが地域の人たちに支えられると感じている」割合が6割を超えています。
- ・こどもや子育て世帯が地域に見守られながら、「笑顔」と「輝き」を育む地域づくりを引き続き推進することが必要となっています。

② 小中学生

現在の生活について

- ・現在の生活における充実感では、「充実している」と「どちらかといえば充実している」を合わせた『充実している』の割合が9割を超えています。徳島県の傾向と大きな違いはみられませんが、神山町では「充実している」の割合が徳島県よりも多くなっています。

悩みや心配事について

- ・悩みの相談先については、「親」、「学校の友達」、「学校の先生」、「きょうだい」となっており、特に身近な「親」への相談が多くなっています。
- ・こどもや若者の不安や悩みに対して、問題を解消したり、乗り越えたりするためには、周囲のおとなや社会のサポートが必要です。

居場所について

- ・居場所については、「家庭（実家や親族の家を含む）」、「学校（卒業した学校を含む）」、「自分の部屋」、「地域（現在住んでいる場所やそこにある施設など）」、「インターネット空間」となっています。徳島県の傾向と比較して、「家庭」、「学校」、「地域」の割合が多くなっています。

ヤングケアラーについて

- ・ヤングケアラーの認知度については、「聞いたことはない」、「聞いたことはあるが、よく知らない」をあわせた割合が6割を超えています。ヤングケアラーはこどもの権利が守られていない可能性があるにもかかわらず、大人だけでなくこどもも十分に理解をしていない状況となっています。周囲の大人だけでなく、こどもに対しても普及啓発を進めて理解を促進していくことが必要です。

4 子育て関連施設ヒアリングの結果概要

(1) 調査概要

項目	内容
日時	令和6年9月17日(火)～18日(水)
場所	神山町役場ほか
ヒアリング対応者	保育所(広野保育所、下分保育所) 子育て支援拠点(鮎喰川コモン、ぱんだぐみ) 放課後子ども教室(教育委員会) 放課後児童クラブ(広野放課後児童クラブ、すだちっこクラブ)

(2) 結果の概要

① 保育所

保育士の確保・質の向上

- ・保育士の人員確保がむずかしく量的、質的とも不足している。
- ・配慮が必要な園児が増えている。
- ・人員不足のため一時預かり事業の実施が困難となっている。
- ・発達障がいなど気にかかる子やアレルギー対応等の専門知識を身につける等の資質向上研修が必要となっている。

地域との交流・他施設との連携について

- ・地域との活動を継続して行っている。
- ・小学校と特に支援が必要な児童について連携を行っている。
- ・夏休みに小学校職員が来所し、見学する機会がある。

② 子育て支援拠点

通常活動について

- ・鮎喰川コモンでは、子育て支援イベント。町の保健師(栄養士)に子育ての相談などの機会がある。各月のテーマについて情報交換や、親子の交流の機会、親子参加での季節に合った簡単な工作などを開催。
- ・ぱんだぐみは、保育園入所までに他のこどもと接する機会をつくるということを目指している。

③ 放課後子ども教室

運営体制について

- ・PTA会長などを含む運営委員会による運営体制。運営委員会は、年2回開催している。
- ・放課後子ども教室は、1回/月（木曜日）開催。教室やグラウンドなどを活用している。

課題について

- ・指導者は、町内外問わず。口コミや人材バンクなどを活用。指導者集めに苦慮している。
- ・年度末にアンケートをとって、次年度運営の参考になっているが、内容の変化も必要。

通常活動について

- ・ニュースポーツを含めた多種多様な屋外活動から書道教室・英会話教室といった文化的な屋内活動まで多岐に渡る講座の提供。
- ・内容は、1～6年まで同時に活動できることを基本として考えている。ニュースポーツ、グラウンドゴルフ、ネイチャーゲーム、サッカーなど。

④ 放課後児童クラブ

施設の体制について

- ・登録者は57人、そのうち34人が毎日利用。長期休暇は利用が減る。
- ・町が保護者会に運営委託。

地域との交流・他施設との連携について

- ・地域との連携はある。コロナの影響により交流が減っているが、徐々に回復している。
- ・学童相互で情報交換をしている。小学校とも情報を共有している。

課題について

- ・夏休みなど学校の長期休業の時は、長時間の対応となるため支援員の負担となっている。
- ・基本的に午後からの仕事となるため、支援員は子育て中では難しい。学童支援員の資格は2年の経験が必要となり、人材が不足している。
- ・近くに公園等がないため、行く場所がない。長期休業時、学童内イベントは可能だが、屋外活動には費用がかかるため、計画に苦慮する。
- ・支援員が高齢化している。
- ・町内各所との連携でイベント等を実施できるといい。

5 第二期計画の進捗と評価

■第二期計画の目標事業量の状況

事業名	令和6年度 【目標値】	平成30年度 【実績値】	令和5年度 【実績値】
1) 保育事業			
実施か所数（か所）	2	2	2
利用者数（人日）	96（定員120）	97	84
2) 延長保育事業			
利用者数（人）	1	0	7
3) 放課後児童健全育成事業 （学童保育事業）			
低学年（人）	36	38	47
高学年（人）	21	27	32
4) ショートステイ事業 （子育て短期支援事業）			
実施か所数（か所）	0	0	0
5) 地域子育て支援拠点事業			
実施か所数（か所）	2	1	2
利用者数（人回）	646	593	680
6) 一時預かり事業			
幼稚園の預かり事業（人日）	0	0	0
一時預かり（人日）	20	17	0
7) 病児・病後児保育事業			
利用者数（人日）	25	23	11
8) ファミリー・サポート・センター事業			
実施か所数（か所）	1（広域）	1（広域）	1（広域）
9) 妊婦健診事業			
利用者数（人）	30	38	16
10) 乳児家庭全戸訪問事業			
利用者数（人）	18	23	9
11) 養育支援訪問事業			
利用者数（人）	8	8	3
12) 利用者支援			
利用者数（人）	0	0	—

第3章 計画の基本理念及び施策の体系

1 基本理念

神山町では、まちの目指すべき方向性として、「まちの基本方針」を定めています。この「まちの基本方針」に示す4つの柱のうち、「人を育てる」では「自分の世界を広げる好奇心や創造性、物事をよりよくしたいという向上心を尊重し、互いを認め合いながら、自分らしく存在できるまちを目指します。」として、4つの行動指針「時代に合わせた教育環境を率先して整える」、「のびのびと子どもを育てる」、「多様性と個性を尊重する」、「実体験を通じた学びと新たな挑戦を応援する」を掲げて、取り組みを推進しています。

また、神山町第二期子ども・子育て支援事業計画では、神山町の恵まれた地理的条件や自然環境、教育、歴史、文化などの、素晴らしい環境のなかで、こどもたちが家族や地域の人たちの温かい愛情に包まれながら健やかに生まれ育ち、「次世代（あした）の神山町」を創る担い手となるよう、地域全体でこどもたちの成長をあらゆる方面から見守り、支援していくために『こどもの「笑顔」と「輝き」を育むまち・神山』を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。

本計画では、国や県の動向を踏まえるとともに、まちづくりの基本方針や第二期計画までの取り組みを継承しつつ、第二期計画の計画期間を終えるにあたり、抽出された新たな課題や継続した支援が必要な課題、さらに新たに顕在化してきた居場所づくりやヤングケアラーなどの様々な課題に対して、積極的に取り組んでいくことで、すべてのこども・若者の権利擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたり幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指して、基本理念を掲げます。

基本理念

～こどもの「笑顔」と「輝き」を育む

『こどもまんなか』のまち・神山～

神山町のめざす姿

○父と母も安心して働き、社会とかかわることができる。

○すべての家庭のこどもは、同じ年のこどもと出会い、一緒に遊ぶことができる。

【神山町のめざす姿について】

神山町第二期子ども・子育て支援事業計画において、それぞれの施策の取り組みの推進を図るため、「神山町のめざす姿」を設定しました。本計画においても、各施策や事業において、今後もめざす指針として継承するものとします。

2 基本目標

基本理念をめざし、次の基本目標を掲げて、神山町の子育てに関する取り組みを推進していきます。基本目標についても基本理念と同様、第二期計画を原則として継承するとともに、国のこども大綱や徳島県こども計画を勘案し、以下の視点から検討・推進を図ります。

目標１：こどもと子育て家庭を支援する

身体的・経済的・精神的に不安を感じやすい妊婦期から出産後の子育て時期の保護者に対し、不安をなくし、喜びの多い子育てができるよう、子育てに関する情報提供の整備を進めるとともに、まちの実情に応じた子育て支援サービスの充実に努めます。また、父親が育児参加しやすいよう支援し、父親も積極的に育児や家庭に参画し、ともに子育てを担える地域づくりを推進します。

施策

- まちぐるみですべての子育て家庭を支援する取り組みの推進

目標２：母親とこどもの健康づくりに取り組む

こどもを取り巻いている社会環境の変化にともなう「食」や「性」に対する意識の変化等も正確に捉えて必要な施策を図り、こどもの生誕を心から喜ぶことができ、こどもが心身ともに健康に成長できる地域の支援体制づくりに、保健、福祉、医療、教育の各分野が連携しながら切れ目のない支援を行います。

また、健康づくりの支援や、食育の推進を行うとともに、こどもの発達や成長に影響を与える家庭における、こどもの育ちをしっかりと支えていけるよう、様々な学習機会や情報の提供に努め、親と子が心身ともに健やかに暮らせるよう支援します。

施策

- 母と子の健康をつくる
- 思春期保健対策を推進する
- こどもの居場所づくりを支援する

目標3：こどもを地域全体で育む

こどもから若者へと成長する過程において、確かな学力、豊かな心、健やかな体をつくることができるよう、家庭、学校及び地域が連携しながら教育環境の充実を一層推進する必要があります。また、次代の親を育成するという観点から、男女が協力して家庭を築き、こどもを育てていくための意識づくりに努めます。また、いじめや不登校など、こども・若者が抱える困難や課題について、関係機関が連携し、必要な支援を推進します。

施策

- 生きる力を育む教育環境を整備する
- 家庭や地域の教育力を向上させる
- いじめ、不登校、こどもの自殺対策を支援する

目標4：こどもの権利と安全を守る

事故や犯罪の被害からこどもを守り、子育て家庭が安心して外出でき、こどもの笑い声でまち全体が包まれるよう、こどもや子育て家庭にやさしいまちづくりを推進する必要があります。また、こどもが権利の主体として、多様な人格・個性として尊重され、権利が保障されるよう、こどもの権利の啓発による意識の醸成や理解の促進を図るとともに、相談体制の充実、こどもの地域・社会への参加・参画の機会等の取り組みを進めることで、こどもの成長と活動を応援していきます。

施策

- 子育てにやさしい地域環境を整備する
- こどもの生命を事故・犯罪から守る
- こどもの権利の意識の醸成と理解の促進

目標5：特に配慮が必要なこどもや家庭を支える

こども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、保健、福祉、医療、教育などの関係機関が連携を強化し、児童虐待の防止と総合的な支援、こどもの貧困と格差の解消、ひとり親家庭やヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援等に取り組み、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるように努めます。

施策

- 児童虐待からこどもを守る
- ひとり親家庭を支援する
- 障がいがあるこどもへの施策を支援する
- こどもの貧困対策を支援する
- ヤングケアラーへの支援

3 施策の体系

こどもの「笑顔」と「輝き」を育む
『こどもまんなか』のまち・神山

1 こどもと子育て家庭を支援する

- まちぐるみですべての子育て家庭を支援する取り組みの推進

2 母親とこどもの健康づくりに取り組む

- 母と子の健康をつくる
- 思春期保健対策を推進する
- こどもの居場所づくりを支援する

3 こどもを地域全体で育む

- 生きる力を育む教育環境を整備する
- 家庭や地域の教育力を向上させる
- いじめ、不登校、こどもの自殺対策を支援する

4 こどもの権利と安全を守る

- 子育てにやさしい地域環境を整備する
- こどもの生命を事故・犯罪から守る
- こどもの権利の意識の醸成と理解の促進

5 特に配慮が必要なこどもや家庭を支える

- 児童虐待からこどもを守る
- ひとり親家庭を支援する
- 障がいがあるこどもへの施策を支援する
- こどもの貧困対策を支援する
- ヤングケアラーへの支援

第4章 施策の展開

1 こどもと子育て家庭を支援する

【現状と課題】

- ・アンケートでは、「育児休暇を取得していない」と回答した割合は、母親が12.7%であるのに対して、父親は78.4%となっています。父親の育児参加を促進する事業を継続して行い、父親が積極的な育児や子育てに参画し、父親と母親がともに子育てを担える地域づくりを推進します。
- ・令和6年度まで地域子育て拠点事業を「ぱんだぐみ」と「鮎喰川コモン」の2か所で実施していましたが、コロナ禍以降参加者が減少しており、令和7年度からは「ぱんだぐみ」を休止し、「鮎喰川コモン」の1か所のみでの実施となります。
- ・子育てに関する情報を広く周知するために、令和6年2月より神山町ホームページに、子育て情報に関するサイトを開設し、情報提供の充実を図っています。
- ・子育てにかかる経済的負担の軽減を目的として、児童手当を所得制限の撤廃と支給対象を高校生年代まで拡充して支給します。また、乳幼児等医療費の助成についても対象を高校生年代まで拡充し、子育て世代を支援しています。

神山町のめざす姿

- 子育て中のすべての保護者が、いきいきと楽しく安心して子育てができる。
- 保護者はゆとりをもって、こどもに接することができる。
- すべての保護者は、子育てについて語り合ったり、相談したりする相手や仲間がいる。

(1) まちぐるみですべての子育て家庭を支援する取り組みの推進

① 子育て家庭の育児不安・負担感を軽減する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
地域子育て支援拠点事業	子育て専門機関である保育所などを地域に解放し、育児相談や子育ての情報提供、子育てサークルへの支援などを行う。	継続	健康福祉課
父親の育児参加の促進	参観や講演会に父親が参加しやすいよう、働きかける。	継続	健康福祉課

② 情報提供を充実する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
子育てだよりの発行	0～5歳児の保護者を対象に、健康や子育てに関する情報を掲載した子育てだよりを発行する。	継続	健康福祉課
子育てホームページの作成	神山町ホームページに、子育てに関する情報を集めたホームページを作成する。	継続	健康福祉課

③ 子育てにかかる経済的負担を軽減する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
児童手当	(国事業) 高校生年代までの児童を養育している方に手当を支給する。	継続	健康福祉課
乳幼児等医療費の助成(子どもはぐくみ医療費助成)	対象を高校生年代の児童・生徒まで拡大し、乳幼児等の医療費を助成する。	継続	健康福祉課

2 母親とこどもの健康づくりに取り組む

【現状と課題】

- ・「こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問指導）」は、「知っている」72.9%、「利用したことがある」67.1%と回答した割合が前回調査と比較して増加しています。保健師が生後4か月までの間に訪問することにより、産後の育児不安の解消と地域とのつながりを図るよう取り組む事業で実施率は100%となっていますが、更なる周知の向上を図る必要があります。
- ・アンケートでは放課後に過ごさせたい場所として、低学年、高学年とも「放課後児童クラブ」の割合が自宅より多く、また、前回調査より割合が多くなっています。放課後の居場所として、「放課後児童クラブ」の利用が多くなっています。
- ・小中学生アンケートでは、居場所については、「家庭」、「学校」、「自分の部屋」、「地域」の順に多くなっていますが、「インターネット空間」も比較的多くなっています。徳島県の結果と比較すると、「学校」、「地域」の割合が多くなっています。
- ・「地域子育て支援拠点事業」では、子育て世代での交流機会を得られるようなイベント等を開催しています。
- ・「放課後子ども教室」では、1～6年生までの参加を基本とする活動に取り組んでいますが、講師役の確保が課題となっています。
- ・「鮎喰川コモン」では、放課後や休日の居場所づくりの役割も担っていますが、預かりなど目的外での利用が課題となっています。
- ・不妊治療の負担軽減を図るため、令和7年度より不妊治療費の一部助成を行います。
- ・学校を通じた食育の推進では、学校給食で引き続き栄養教諭との連携に取り組めます。
- ・思春期保健対策として、薬物乱用教室を開催していますが、講師の確保が課題となっています。講師への継続依頼を行い、開催機会を確保します。

神山町のめざす姿

- こどもたちは早寝・早起きで、朝から元気に活動している。
- 小児期から規則正しい生活習慣を身につけることができる。
- 中学を卒業するまでに、すべてのこどもが思春期を健全に過ごすための自己決定能力を身につけている。
- こどもが安心して過ごすことができる場所がある。

(1) 母と子の健康をつくる

① 母子保健指導を強化する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
不妊治療費助成制度	不妊治療の負担軽減のため不妊治療費を町から助成する。	新規	健康福祉課
母子健康手帳の交付	母体及びこどもの健康状態を記録し、健康管理を行うとともに、母親・父親としての意識の啓発を図る。	継続	健康福祉課
妊婦一般健康診査	妊婦の疾病予防と異常の早期発見のために、期間中の14回、医療機関に委託して実施する。	継続	健康福祉課
妊婦訪問指導	健診での有所見者や、その他必要に応じて、保健師等が家庭訪問し、保健指導を行う。	継続	健康福祉課
妊婦相談	妊婦の妊娠・分娩・育児への不安を除去し安全なお産への健康管理と保健指導を行う。	継続	健康福祉課
産前・産後サポート事業	妊産婦及びその家族に対し、妊娠・出産、子育てに関する悩み等について、助産師等専門職が相談支援を実施。	継続	健康福祉課
産後ケア事業	産後1年未満の産婦及び1歳未満の乳児に対し、心身のケア、育児サポート等を実施。	継続	健康福祉課
産婦健診	産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）を実施。	継続	健康福祉課
新生児訪問指導 （こんにちは赤ちゃん事業と併せて実施）	生後1か月までに家庭訪問し、異常の早期発見と育児に対する助言指導を行い、よりよい育児ができるよう支援する。	継続	健康福祉課
新生児聴覚検査	新生児の聴覚障がい早期発見し、早期支援を行うことを目的に、医療機関に委託して検査を実施する。	継続	健康福祉課
健診未受診者訪問	健診未受診者の状態を把握し、健康や育児上の問題を有する者や虐待予防等での支援の必要な者に対して適切に支援する。	継続	健康福祉課
健診後要フォロー者訪問	乳幼児健診、妊婦一般健康診査等の有所見者や経過観察の必要な者に対して家庭訪問を行い、状況把握と保健指導を行う。	継続	健康福祉課
乳児一般健康診査	乳児の発育・発達の確認及び異常の早期発見のために、発達の節目の時期に、医療機関に委託して健康診査を実施する。	継続	健康福祉課
乳児健診（集団）	乳児の成長発達の確認と適切な保健指導を行う。	継続	健康福祉課

事業名等	概要	新規・継続	担当課
股関節脱臼検診	先天性股関節脱臼の早期発見と保健指導を行う。	継続	健康福祉課
1歳6か月健康診査	心身ともに健全な人として成長していくために、健康の保持、増進のために健康診査を行う。また、保護者が自らすすんで育児についての正しい理解を深め、こどもの健康保持、増進に努められるよう支援していく。	継続	健康福祉課
3歳児健康診査		継続	健康福祉課
予防接種	予防接種により病原体に対する免疫をつけ、伝染のおそれがある疾患の発生及びまん延を予防する。	継続	健康福祉課
発達相談	乳幼児健診で専門的指導・助言が必要な者に対して、言語聴覚士等による個別相談を行う。	継続	健康福祉課
インターネット・メールによる相談事業	神山町ホームページに相談窓口を設置する。	継続	健康福祉課
乳幼児の事故防止対策	乳幼児の事故防止のため、誤飲・転落・転倒・やけど等の事故予防の啓発を行う。	継続	健康福祉課
母子保健推進員、民生委員・児童委員、主任児童委員	町長より委嘱された者が、身近な「よき相談役」として活動し、健康で明るい家庭づくりを支援する。	継続	健康福祉課
民生委員児童委員赤ちゃん訪問事業	新生児が生まれたご家庭に民生委員が訪問し絵本を贈呈するとともに、困り事等の相談を聞いている。今後も活動を継続し、母子が健やかに生活できるように支援する。	継続	健康福祉課
こども家庭センター	令和4年6月の児童福祉法の改正により、市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。健康福祉課の「子育て世代包括支援センター」が有してきた機能を引き続き活かしながら、役割の充実を図り、「こども家庭センター」を設置することで、児童福祉・母子保健の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応する。	新規	健康福祉課

② 基本的な生活習慣を確立する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
幼児歯科検診	幼児の歯並び及び口腔内の異常を早期に発見し、適切な対応を行う。また、むし歯予防をきっかけとして食事・運動・生活リズムの大切さを意識づける。	継続	健康福祉課
ブラッシング指導	歯の健康に対する取り組みとして、健診等の機会を利用した、ブラッシング指導を行うことにより、ブラッシング（歯磨き）の大切さや歯の健康に対する習慣づくりを進める。	継続	健康福祉課
フッ素塗布	相談・健診等の機会を通じてフッ素塗布の効果を啓発し、健診時に希望者にフッ素塗布を行う。	継続	健康福祉課

③ 食育を推進する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
神山っ子すこやかサポート教室（小児生活習慣病予防教室）	小児期から正しい生活習慣を身につけ、生活習慣病を予防する。	継続	健康福祉課 各保育所 学校
離乳食指導	適正な離乳食を推進することにより、乳児期の健全な育成につなげる。	継続	健康福祉課
保育所における食育	給食を通じた食事指導、望ましい食生活の定着に向けた指導を行うとともに、クッキング保育や保護者への情報提供を行う。	継続	保育所
学校給食を通じた食育	栄養教諭を中核とした食に関する指導と学校給食の管理を行う。	継続	教育委員会 学校給食 センター

④ 小児医療の充実を図る

事業名等	概要	新規・継続	担当課
かかりつけ医の普及啓発	かかりつけ医の普及・啓発を図る。	継続	健康福祉課
小児救急医療体制	休日・夜間におけるこどもの急病に対応する医療体制を整備する。	継続	健康福祉課 徳島県

(2) 思春期保健対策を推進する

① 自分の健康を守る能力を育成する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
薬物乱用防止教室	児童生徒に、タバコ、アルコール、シンナー、その他薬物の「恐ろしさ」や「乱用しないこと」について教える。	継続	各学校

② 母体・生命の大切さ、家庭の役割に関する理解を育む

事業名等	概要	新規・継続	担当課
世代間交流事業	乳幼児や高齢者との世代間交流を持つ。	継続	保育所
エイズ予防啓発事業	性感染症及びエイズ予防の啓発を行うことで命の大切さについて学ぶ。	継続	健康福祉課 税務保険課 各学校

(3) こどもの居場所づくりを支援する

① こどもの居場所づくりの推進

事業名等	概要	新規・継続	担当課
放課後児童クラブ	小学校に併設した施設で、放課後の児童の居場所を提供している。	継続	健康福祉課
放課後子ども教室	小学校児童を対象に、屋内外の多様な活動を提供する。	継続	教育委員会

3 こどもを地域全体で育む

【現状と課題】

- ・小中学生アンケートでは、将来の夢や希望については、「夢や希望がある」と「どちらかといえば夢や希望がある」を合わせた『夢や希望がある』の割合は8割を超えています。こどもが夢や希望を持てるよう、地域全体でこどもの成長を育んでいきます。
- ・特色ある学校づくりとして、各種事業に取り組んでいますが、周知不足が課題となっています。
- ・中学生（2、3年生）を対象に、地域未来塾として空き教室を利用した学習支援を行っていますが、民間学習塾への委託が困難となり、体制変更の検討が必要です。
- ・児童生徒の心の相談体制として、スクールカウンセラーを配置していますが、近年相談件数が増加しており、対応できる体制の整備が課題となっています。
- ・こどもの安全な遊び場の確保として、公園の整備が必要となっていますが、適地がなく、整備しても管理面が問題となり、整備が進んでいません。

神山町のめざす姿

- どのような時代、どのような状況でも柔軟に対応できる人材が育つ。
- 地域の住民・高齢者から、楽しそうにこどもたちが伝統芸能を習っている。
- ^{あした}次代の神山町を担うこどもたちが、まちづくりに参加している。
- こどもたちの笑顔や笑い声が地域に溢れている。

（1）生きる力を育む教育環境を整備する

① 確かな学力を育むための学習環境を整備する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
特色ある学校づくり	「アリス」人形を通じての国際理解、平和教育の推進、K A I R 事業への参加、アドプト活動の推進を図る。	継続	教育委員会 各学校
学習指導支援事業	個に応じ、T T ・少人数指導など、きめ細やかな学習指導方法の改善を図る。	継続	教育委員会 各学校
地域未来塾	中学生（2、3年生）を対象に、放課後、中学校の空き教室を利用して学習支援を行う。	継続	教育委員会

② 児童生徒の「心」を大切に育てる

事業名等	概要	新規・継続	担当課
神山アーティスト・イン・レジデンス事業	世界中からアーティストを招聘し、約2か月間の町内滞在中に作品の創作活動、展覧会での作品発表を行う。 課外授業として、小・中・高校生とはアーティストとの交流を行う。	継続	教育委員会
道徳性の育成 人権意識の高揚	道徳の授業を中心として心の教育を推進する。人権教育を充実させる。	継続	教育委員会 各学校
スクールカウンセラーの配置	心の教育相談とスクールカウンセラー設置などの心の相談体制を整備する。	継続	教育委員会

③ 信頼される学校づくりを進める

事業名等	概要	新規・継続	担当課
学校評議員制度 (学校運営協議会)	学校運営に保護者や地域の声を反映していくために、実施している。	継続	教育委員会 各学校
学校施設の計画的 改修	学校施設の耐震性の向上や老朽化による危険に対応する。	継続	教育委員会

(2) 家庭や地域の教育力を向上させる

① のびのびと遊び、多くの体験ができる環境を整備する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
スポーツ少年団	スポーツを通し、健やかな身体と心をつくる。	継続	教育委員会
学校施設の利用	児童生徒・地域住民に対し、学校教育に支障のない範囲で、学校施設の開放を進める。	継続	教育委員会
公園の整備	地域の安全な遊び場を確保するため、児童公園の整備または既存公園の整備を検討する。	継続	産業観光課

(3) いじめ、不登校、こどもの自殺対策を支援する

① いじめ、不登校、自殺対策を推進する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
スクールカウンセラーの配置（再）	心の教育相談とスクールカウンセラー設置などの心の相談体制を整備する。	継続	教育委員会
スクールソーシャルワーカーの配置	令和5年度より県から派遣を受け、不登校児童家庭の面談や支援、学校や教育委員会、関連機関と連携して対応している。	継続	教育委員会

「放課後児童対策パッケージ 2025」について

共働き家庭において、こどもが保育所から小学校に進学する際、預けられる時間が短くなることにより、直面する社会的な問題を、「小1の壁」といいます。

こどもについては、家でひとりで過ごす時間が増え、安全面や精神面での影響が懸念されています。両親（特に母親）については、こどもの小学校入学を機に働き方の変更を迫られるケースが多く見られます。

安全・安心な放課後等の居場所の確保については、全国的に早急な整備が求められているのが現状です。

国においては、共働き家庭等の「小1の壁」を打破する観点から、こども家庭庁と文部科学省が協力し、場や人材の確保等を通じた放課後児童クラブの受け皿整備や、多様な居場所づくり等のすべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための取り組みを推進するために、「放課後児童対策パッケージ 2025」を令和6年12月にとりまとめました。

市町村においても、放課後の居場所の量的な充足と「こどもまんなか」な放課後の実現を推進していくことにより、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図ることが求められています。

神山町では、以上のことを踏まえて、放課後におけるこどもの居場所づくりに取り組みます。

神山町「放課後児童対策パッケージ 2025」
～放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備方針等～

市町村が取り組むべき項目	神山町の方針
放課後児童クラブの令和 11 年度に達成されるべき目標事業量	町内 2 か所で実施。70 名を見込んでいる。
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和 11 年度に達成されるべき目標事業量	町内全小学校（2 か所）で一体的又は連携して実施する。
放課後子ども教室の令和 11 年度までの整備計画	町内全小学校（2 か所）で一体的又は連携して実施する。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の充実を図り、安全・安心な放課後等の居場所の確保に努める。 小学校の空き教室の活用については、児童生徒・地域住民に対し、学校教育に支障のない範囲で、学校施設の開放を進めることで対応する。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	放課後児童クラブについては、旧幼稚園施設（1 か所）、旧小学校敷地内の専用施設（1 か所）を活用しており、放課後子ども教室とともに今後も活用を図る。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	教育委員会と健康福祉課で積極的な情報交換・共有を行う。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	研修を受けた職員の配置などで対応を図る。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み	保護者等と協議し検討を行う。
各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	研修会や勉強会への参加や他の児童クラブとの連携を図ることで、こどもの自主性や社会性を向上させていくよう対応している。
放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	研修会や勉強会への参加、支援員会や保護者総会などで情報の共有、他の児童クラブと連携し、その内容について利用者や地域住民へ周知を図る。

4 こどもの権利と安全を守る

【現状と課題】

- ・アンケートでは、「犯罪被害にあう事の少ない安全なまちだと思う」と回答した割合が前回より増えています。誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを目指し、警察、行政、保育所、学校、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組みます。
- ・オムツ替えに適したトイレの整備、授乳室の設置については、公共施設における授乳室の整備が進んでいません。
- ・通学路の点検では、通学路の草刈りを学校からの要望に応じて毎年行っていますが、安全点検は毎年実施できていないため、改善する必要があります。
- ・こどもが健やかに成長するためには、こども一人ひとりの人権が尊重されることが大切であり、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）やこどもの権利擁護について、地域やこどもたちの理解を深める取り組みを進めます。

神山町のめざす姿

- こども連れの家族がたくさん外に出て、まちがにぎわっている。
- こどもたちは安心して外に遊びに行くことができる。
- こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。

（１）子育てにやさしい地域環境を整備する

① 次代の神山町を見通した居住環境を整備する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
空家情報提供事業	本町に定住を希望する者に対し、空き家情報の提供を行う。	継続	産業観光課
浄化槽設置整備事業	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置の普及を図る。	継続	住民課
生ごみ処理機設置事業	家庭から排出される生ごみを堆肥化することで資源化を図り、生活環境の保全を進める。	継続	住民課
若者定住支援住宅新築等補助金	神山町に定住しようとする者（町内在住者、ＵＩＪターン）に対し、マイホームを取得・改修する工事費等に対して助成。	継続	産業観光課
空き家改修事業補助金	空き家を改修して神山町に定住しようとする移住者等に対し、空き家改修及び修繕に要する費用の一部を補助することにより、神山町への定住を促進するとともに、空き家の有効活用を図る。	継続	産業観光課

② 家族にやさしい地域環境を整備する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
バリアフリー化の推進	公共施設において、バリアフリー化を進める。	継続	関係各課
オムツ替えに適したトイレの整備、授乳室の設置	公共施設において、オムツ替え設備を設置したトイレの整備や授乳室の設置を進める。	継続	関係各課

(2) こどもの生命を事故・犯罪から守る

① 交通安全対策を強化する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
交通安全教室	郡内（石井町・神山町）の保・小・中学校で、警察の指導により、参加・体験型の交通安全教育を行う。	継続	総務課
登校時の交通安全立哨指導と巡回	登校時に交通安全保護者の会による巡回を行う。	継続	総務課
防犯パトロール（青色防犯パトロール）	登校時に町の有志の方が立哨や巡回を行っている。	継続	総務課 教育委員会
交通安全保護者の会	交通安全に果たす保護者の役割の重要性に鑑み、地域における保護者の交通安全活動の強化充実を図るとともに、保護者の立場から交通安全に取り組み、交通事故のない平和な町づくりを推進する。	継続	総務課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、使用効果や使用法についての普及啓発活動を行う。	継続	総務課
通学路の点検	学校指定の通学路の点検を行い、危険箇所の把握と交通安全施設、通学路街路灯の設置及び修繕、防犯灯等の整備を図る。	継続	総務課 教育委員会 建設課

② 地域防犯体制を構築する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
犯罪等に関する情報提供	こどもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口、不審者への対応等の情報についての、情報収集と提供を行う。	継続	総務課

(3) こどもの権利の意識の醸成と理解の促進

① こどもの健やかな育ちを支援する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
要保護児童対策地域協議会	子育て支援にかかわる機関の連携が向上することで、早期発見・早期対応が図れ、役割がわかり相談への対応力が向上する。	継続	健康福祉課
実務者会議・個別ケース検討会議	関係機関同士の連携の強化を図り、情報を共有する。	継続	健康福祉課
児童虐待に関する相談窓口の設置及び児童虐待の「通告義務」についての周知	児童虐待に関する相談・通告窓口を設置するとともに、広報かみやま、神山町ホームページ等を利用して、児童虐待が疑われる場合の通告義務や通報場所の周知を図る。	継続	健康福祉課
こども家庭センター（再）	令和4年6月の児童福祉法の改正により、市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。健康福祉課の「子育て世代包括支援センター」が有してきた機能を引き続き活かしながら、役割の充実を図り、「こども家庭センター」を設置することで、児童福祉・母子保健の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応する。	新規	健康福祉課

5 特に配慮が必要な子どもや家庭を支える

【現状と課題】

- ・子どもへの虐待の対応として、要保護児童対策地域協議会を関連する機関で連携して開催し、情報共有を行っています。今後も引き続き連携を強化し、早期発見・早期対応を図れるように取り組みます。
- ・ひとり親家庭等への支援として、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度がありますが、現況届時に様々な支援制度について案内し、周知を図ります。
- ・本町では、「神山町障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある子ども・若者が身近な場所で療育等の支援を受けることのできる環境整備等を推進しています。
- ・令和4年の児童福祉法改正により、母子保健部門と児童福祉部門がセンターとして一体的な組織とすると共に、子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援として家庭支援事業を創設し、市町村による利用勧奨・措置の制度を導入するとなど市町村の役割を強化することとされました。妊娠期から母子保健担当部署と児童福祉担当部署が一体となり、また、子育て支援関連部署との連携により、複雑・多様化する課題に組織として対応していくため、令和8年度より新設する「こども家庭センター」がその役割を担い、地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務、支援が必要な妊産婦や子育てへの支援業務、地域における体制づくり、関係機関との連携を行っていきます。

神山町のめざす姿

- 子育てを通して、親も成長し、生活や子育てにゆとりができる。
- こどものちょっとした変化に気づいてあげることができる。
- ひとりで子育てする母親も父親も、地域のなかで楽しく子育てしている。
- 障がいのある子どもも、ない子どもも、一緒に遊び・学んでいる。
- 生活に困難を抱える子どもへの支援を充実させる。
- こどもの自立へ向けた支援を充実させる。

(1) 児童虐待から子どもを守る

- ① 虐待の早期発見・早期対応体制を構築する
- ② 育児不安・負担を軽減する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
要保護児童対策地域協議会（再）	子育て支援にかかわる機関の連携が向上することで、早期発見・早期対応が図れ、役割がわかり相談への対応力が向上する。	継続	健康福祉課

事業名等	概要	新規・継続	担当課
実務者会議・個別ケース検討会議（再）	関係機関同士の連携の強化を図り、情報を共有する。	継続	健康福祉課
児童虐待に関する相談窓口の設置及び児童虐待の「通告義務」についての周知（再）	児童虐待に関する相談・通告窓口を設置するとともに、広報かみやま、神山町ホームページ等を利用して、児童虐待が疑われる場合の通告義務や通報場所の周知を図る。	継続	健康福祉課

（２）ひとり親家庭を支援する

- ① ひとり親家庭の子育て不安・負担感を軽減する
- ② 母子家庭の自立を支援する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
児童扶養手当（国事業）	父母の離婚等で父または母のいない児童や両親のいない児童など、父または母と生計を共にしていない、18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童を監護・養育している人に支給される。	継続	健康福祉課
母子父子寡婦福祉資金の貸付け	母子家庭の生活安定とそのこどもの福祉の向上を図るために、各種の貸付けを行っている。	継続	健康福祉課 徳島県

（３）障がいがある子どもへの施策を支援する

- ① 早期発見・早期療育体制を充実する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
早期療育体制の充実	各種乳幼児健診や発達相談及び地域子育て支援拠点事業等における相談において、発育・発達の障がいや遅れ、その疑いのある乳幼児の発見に努める。	継続	健康福祉課
障がい児保育	障がい児の保育について知識と経験のある保育士を保育所に配備し、障がい児の保育を推進している。	継続	健康福祉課
発達障がい者の支援	ペアレントメンターの育成、ピアサポート活動への支援等を関係機関と連携して推進している。	継続	健康福祉課

② 障がいがあるこどもの自立を支援する

事業名等	概要	新規・継続	担当課
障がい福祉サービス	サービス（児童居宅介護、児童デイサービス、児童短期入所）等の支給決定を行う。	継続	健康福祉課
特別児童扶養手当	20 歳未満で心身に介護を必要とする障がいがある児童を養育している保護者に支給する。	継続	健康福祉課

（４）こどもの貧困対策を支援する

① 教育の支援

② 生活の支援

事業名等	概要	新規・継続	担当課
就学援助制度	義務教育を受ける時期に経済的な理由から学用品の購入等が困難な家庭に費用の一部を援助。	継続	教育委員会
学習指導支援事業（再）	個に応じ、ＴＴ・少人数指導など、きめ細やかな学習指導方法の改善を図る。	継続	教育委員会 各学校
スクールカウンセラーの配置（再）	心の教育相談とスクールカウンセラー設置などの心の相談体制を整備する。	継続	教育委員会
児童扶養手当（再） （国事業）	父母の離婚等で父または母のいない児童や両親のいない児童など、父または母と生計を共にしていない、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までにある児童を監護・養育している人に支給される。	継続	健康福祉課
母子父子寡婦福祉資金の貸付け（再）	母子家庭の生活安定とそのこどもの福祉の向上を図るために、各種の貸付けを行っている。	継続	健康福祉課 徳島県

（５）ヤングケアラーへの支援

① ヤングケアラーへの支援

事業名等	概要	新規・継続	担当課
こども家庭センター（再）	令和４年６月の児童福祉法の改正により、市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。健康福祉課の「子育て世代包括支援センター」が有してきた機能を引き続き活かしながら、役割の充実を図り、「こども家庭センター」を設置することで、児童福祉・母子保健の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応する。	新規	健康福祉課

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策等

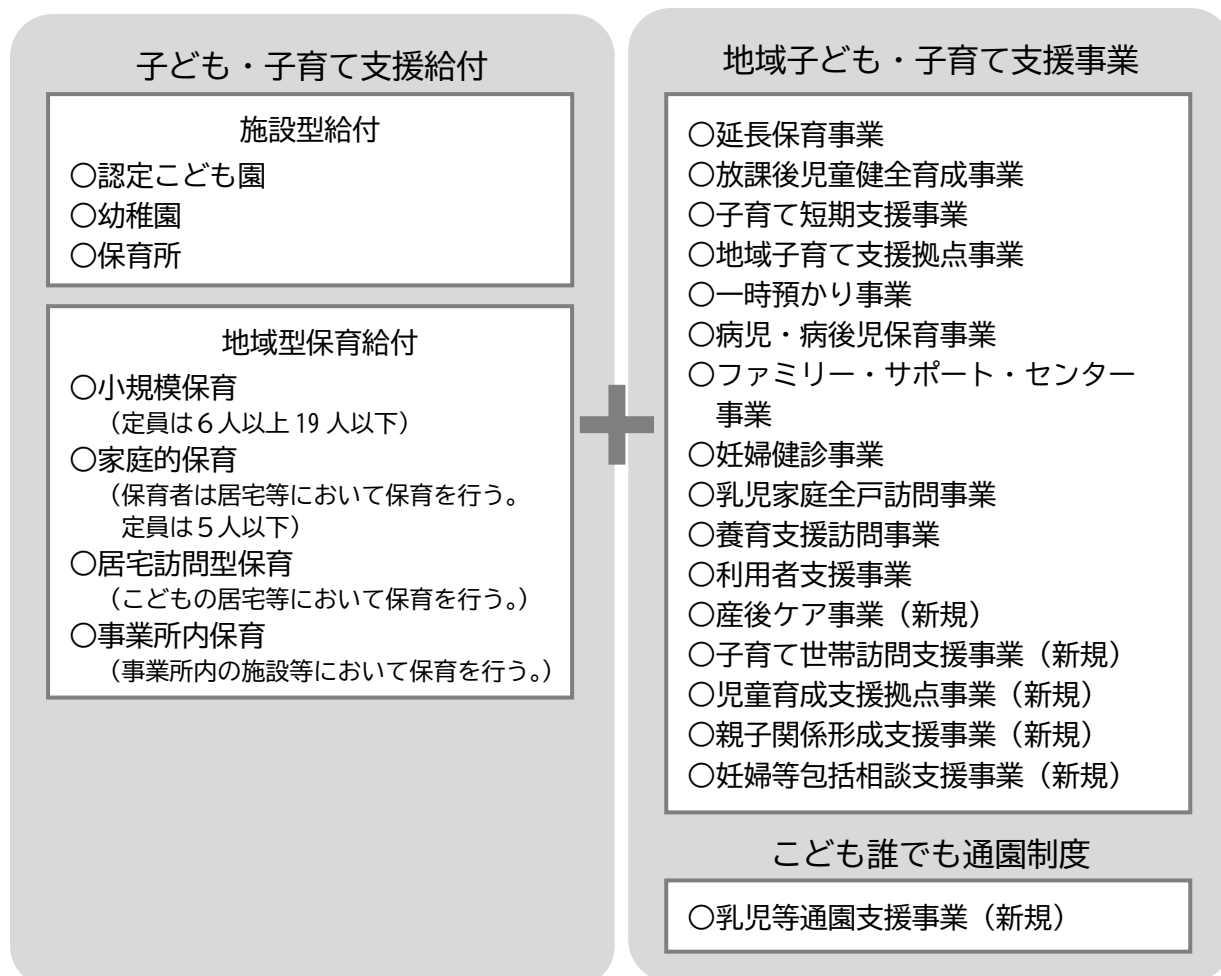
1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の指針では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下、「教育・保育提供区域」）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

神山市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）としました。

■教育・保育提供区域を定める事業の一覧



推計児童数は、住民基本台帳による年齢別人口（令和2～6年、各年4月1日現在）を使用し、推計を行いました。

推計の手法としては、「コーホート変化率法」を採用しています。

■推計児童数

単位（人）

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	15	13	14	15	17
1歳	12	15	13	14	15
2歳	20	14	18	16	17
3歳	14	18	13	16	14
4歳	21	17	23	15	20
5歳	20	22	18	24	16
6歳	27	21	23	19	25
7歳	23	30	23	26	22
8歳	28	23	30	23	26
9歳	13	28	23	30	23
10歳	31	14	30	25	33
11歳	22	31	14	30	25

2 保育認定

子ども・子育て支援新制度において、保護者がこどものための教育・保育給付を受けるには、こどもの年齢と、保護者の就労状況等からみる保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	備考
1号認定	3～5歳	教育のみを必要とするこども	幼稚園・認定こども園を利用できる家庭
2号認定	3～5歳	保育を必要とするこども	保育所（園）・認定こども園を利用できるが、幼稚園を利用、希望する家庭
			保育所（園）・認定こども園を利用できる家庭
3号認定	0～2歳		3歳未満の保育所（園）・認定こども園を利用できる家庭

3 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期

(1) 教育・保育の事業量の見込み

■教育

単位 (人)

神山市		令和7年度			令和8年度		
		1号※	2号	合計	1号※	2号	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		3	0	3	3	0	3
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園	0	0	0	0	0	0
②-①		▲3	0	▲3	▲3	0	▲3

神山市		令和9年度			令和10年度		
		1号※	2号	合計	1号※	2号	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		3	0	3	3	0	3
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園	0	0	0	0	0	0
②-①		▲3	0	▲3	▲3	0	▲3

神山市		令和11年度		
		1号※	2号	合計
		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		3	0	3
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園	0	0	0
②-①		▲3	0	▲3

※1号認定の見込みについては公立保育所（特例）で対応します。

■保育

単位（人）

神山市		令和7年度			令和8年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み （必要利用定員総数）		51	5	24	50	5	22
②確保の内容	認定こども園 保育所	66	10	44	66	10	44
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
②－①		15	5	20	16	5	22

神山市		令和9年度			令和10年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み （必要利用定員総数）		50	5	20	49	5	19
②確保の内容	認定こども園 保育所	66	10	44	66	10	44
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
②－①		16	5	24	17	5	25

神山市		令和11年度		
		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み （必要利用定員総数）		49	5	17
②確保の内容	認定こども園 保育所	66	10	44
	地域型保育事業	—	—	—
②－①		17	5	27

（２）提供体制、確保策の考え方

- ・教育の定員数については、令和６年度現在提供体制がありません。計画期間内のニーズについては、公立保育所で確保するものとします。
- ・保育の定員数については、令和６年度現在、120名（公立保育所２か所）の提供体制があります。
- ・令和７年度から令和１１年度にかけては、児童人口の横ばいとともに見込み量も横ばい傾向にあるため、ニーズの高い保育の２号、３号（１・２歳児）の提供体制の確保に配慮しつつ、現行の体制で柔軟にこどもを受け入れるための体制づくりに努めます。
- ・地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

（３）教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ・役場、保育所、学校等が相互に連携を図り、それぞれの年齢に応じたこどもの健康についての情報提供や意識啓発を促進します。
- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づき、町内の公立保育所２か所を中心として、様々な体験活動を通して地域との交流事業をはじめ、保護者への研修を取り入れることなどを検討しながら、就学前児童の保育の充実を図ります。
- ・幼保一体型施設については、地域の実情や施設の状況等を踏まえ、地域の理解を十分得たうえ、可能な地域から整備を検討するなど、保護者・こどもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅の拡大に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、実施時期

(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

① 延長保育事業

保護者の就労状況等により、通常の保育時間を延長してこどもを預かる事業です。7時30分～18時30分を基本保育時間としつつ、18時30分～19時までの30分間を実施しています。保育所1か所で実施しています。

■延長保育事業

単位（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保の内容	10	10	10	10	10
②－①	3	3	3	3	3

<提供体制、確保策の考え方>

- ・延長保育については、令和6年度現在、公立保育所1か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

② 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

■放課後児童健全育成事業

単位（人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	低学年	37	36	36	37	37
	高学年	24	25	27	26	26
②確保の内容		70	70	70	70	70
②－①		9	9	7	7	7

<提供体制、確保策の考え方>

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、令和6年度現在、町内2か

- 所で実施しており、2か所ともに高学年（6年生まで）の受け入れを行っています。
- ・登録児童に対する利用した児童の割合は6～8割となっており、令和6年度の利用者数は64人となっているため、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとしします。

③ ショートステイ（子育て短期支援事業）

保護者が病気や出産などにより一時的に子育てできなくなった場合、生後1か月以上の乳児やこどもを施設で預かる事業です。

■ショートステイ（子育て短期支援事業）

単位（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

<提供体制、確保策の考え方>

- ・ショートステイについては、町外の乳児院・児童養護施設等で実施しています。
- ・令和5年度までの利用実績がなかったことから、量は見込んでいませんが、保護者のニーズに対応できる提供体制を引き続き確保していきます。

④ 地域子育て支援拠点事業

施設の開放、親子で楽しめる行事や子育て全般の相談および情報の提供など地域の需要に応じた子育て支援を実施しています。

■地域子育て支援拠点事業

単位（人回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	212	177	148	124	104
〔実施か所数〕	1	1	1	1	1
②確保の内容（か所）	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

<提供体制、確保策の考え方>

- ・地域子育て支援拠点事業については、令和2年11月から「鮎喰川コモン」が開設し、

「ぱんだぐみ」と合わせて2か所で実施していましたが、利用者の減少により「ぱんだぐみ」を休止とするため、令和7年度より1か所での実施を予定しています。

- ・今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

⑤ 一時預かり事業

保護者の入院、傷病、冠婚葬祭、育児疲れ解消などにより保育が必要となる場合に一時的にこどもを預かる事業です。利用には、事前登録が必要となっています。

■一時預かり事業

単位（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園での預かり保育					
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0
一時預かり（幼稚園型を除く）					
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保の内容	20	20	20	20	20
②－①	0	0	0	0	0

<提供体制、確保策の考え方>（幼稚園での預かり保育）

- ・幼稚園での預かり保育については、令和6年度現在、町内での実施施設はありません。
- ニーズ調査からも利用希望がなかったことから、量は見込んでいません。

<提供体制、確保策の考え方>（一時預かり）

- ・保育所での一時預かりについては、平成6年度現在、1か所で実施しています。
- ・今後も保護者のニーズに対応できる提供体制を引き続き確保していきます。

⑥ 病児・病後児保育事業

児童が発熱等の急な病気となり、集団保育が困難であって、保護者が家庭において看護できない場合の受け皿として、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備することを目的として、病児・病後児保育を実施します。

■病児・病後児保育事業

単位（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	11	11	11	11	11
②確保の内容	36	36	36	36	36
②－①	25	25	25	25	25

※確保の内容は、徳島東部地域定住自立圏構想に基づく病児・病後児保育の広域連携市町村全体における供給量のため、神山町外の施設（徳島市・石井町等）による確保となります。

<提供体制、確保策の考え方>

- ・病児・病後児保育事業については、令和6年度現在、広域で事業を提供しており、町外の病院等でサービスを提供しています。
- ・今後も、広域での事業提供により、保護者のニーズに対応できる提供体制を引き続き確保していきます。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

0歳から小学6年生までのこどもを持つ保護者を対象に、「保育所や幼稚園への送迎やその後の預かり」など、子育ての補助を行います。

■ファミリー・サポート・センター事業

単位（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	22	22	22	22	22
②確保の内容	30	30	30	30	30
②－①	8	8	8	8	8

<提供体制、確保策の考え方>

- ・ファミリー・サポート・センター事業については、令和6年度現在、1か所（広域での実施）で提供しています。
- ・令和5年度までの利用実績が少なく、ニーズ調査では利用希望がありませんでしたが、保護者のニーズに対応できる提供体制を引き続き確保していきます。

⑧ 妊婦健診事業

妊婦健診は、妊婦や乳幼児の健康状態を定期的に確認するために行われるものです。

■妊婦健診事業

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保の内容	15	15	15	15	15
②－①	0	0	0	0	0

<提供体制、確保策の考え方>

- ・妊婦健診事業については、平成5年度現在、受診率はほぼ100%となっており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0

<提供体制、確保策の考え方>

- ・乳児家庭全戸訪問事業については、令和6年度現在、訪問率は100%となっています。見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況であり、今後も、訪問率の維持に努めます。

⑩ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

■養育支援訪問事業

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	2	2	2	2
②確保の内容	3	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

<提供体制、確保策の考え方>

- ・養育支援訪問事業については、今後の量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

⑪ 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

■利用者支援事業

単位（か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

※確保の内容については、利用者支援事業以外の取り組みを含むものとします。

<提供体制、確保策の考え方>

- ・利用者支援事業については、役場での窓口体制や、地域子育て支援拠点事業等の充実を図ることで、今後の見込み量に対する提供体制の確保に努めます。
- ・令和8年度以降にこども家庭センターの設置を予定しています。

⑫ 産後ケア事業

家事、育児について家族の援助を十分に受けることができない等の事情により支援を必要とする産婦及びその乳児（生後1年未満）に対して、育児に関する相談の実施、心身の休息の機会の提供などを行う事業です。

■産後ケア事業

単位（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保の内容	20	20	20	20	20
②－①	0	0	0	0	0

<提供体制、確保策の考え方>

- ・希望するすべての産婦が利用できるよう、すべての産後ケア事業を提供できる体制を整備します。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

■子育て世帯訪問支援事業

単位（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

<提供体制、確保策の考え方>

- ・令和7年度以降の量は見込んでいませんが、ニーズに対応できる提供体制の確保を検討していきます。

⑭ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

■児童育成支援拠点事業

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

<提供体制、確保策の考え方>

- ・令和7年度以降の量は見込んでいませんが、ニーズに対応できる提供体制の確保を検討していきます。

⑮ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

■親子関係形成支援事業

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

<提供体制、確保策の考え方>

- ・令和7年度以降の量は見込んでいませんが、ニーズに対応できる提供体制の確保を検討

していきます。

⑩ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦や子育て中の家庭に対して、安心して出産や育児に向けて準備できるよう、健康面や生活面のサポートを行うことを目的に、必要な支援を包括的に提供するための事業です。

■妊婦等包括相談支援事業

単位（人、回）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届数	10	10	10	10	10
	面接回数	4	4	4	4	4
②確保の内容	妊娠届数	10	10	10	10	10
	面接回数	4	4	4	4	4
②－①		0	0	0	0	0

<提供体制、確保策の考え方>

- ・令和7年度は、こども家庭センター代替拠点で、令和8年度以降はこども家庭センターでの対応を予定しています。
- ・ニーズに対応できる提供体制を引き続き確保していきます。

⑪ 児童等通園支援事業

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

■児童等通園支援事業

単位（人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳児	0	1	1	1	1
	1歳児	0	1	1	1	1
	2歳児	0	1	1	1	1
②確保の内容		0	3	3	3	3
②－①		0	0	0	0	0

<提供体制、確保策の考え方>

- ・令和8年度以降、0～2歳児で各1人の利用を見込んでいます。
- ・保護者のニーズに対応できる提供体制を引き続き確保していきます。

子ども・子育て支援新制度における取り組み

神山町では、子ども・子育て支援新制度を迎えるにあたり、こどもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援を総合的に推進していくため、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」に関する「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めるほか、次の項目について取り組みの方向性を決めました。本計画においてもこの方向性を引きつづき踏襲するものとします。

市町村が取り組むべき項目	神山町の方針
産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	神山町では、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。
こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携	神山町では、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児、生活困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要なこどもの施策の充実など、徳島県が行う施策との連携を図ります。 また、町の実情に応じた施策を関係する庁内各課、関係機関等と連携して展開します。
労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	神山町では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、徳島県、地域の企業、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

第6章 推進体制

1 計画の推進に向けて

神山市第三期子ども・子育て支援事業計画を実効性あるものとするため、次の取り組みを実施します。

(1) 推進体制の整備

こども・若者・子育て世帯を地域全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、学校、保育所、企業などの連携が必要です。本計画の推進には、家庭をはじめ、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等が連携・協働し、情報を共有しながら、各々が果たすべき役割を担いながら、効果的、効率的にこども・若者に関する施策を推進します。

(2) 情報共有の推進

神山市では、子育て支援に関する情報等について広報かみやまや神山市ホームページを活用して公開し、住民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット等を通じて、周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

こども・若者・子育て世帯に関する制度の円滑な運営を図るためには、こどもや保護者のニーズに応じて、保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、各種事業の広域利用、障がい児への対応など、広域的な供給体制や基礎整備が必要な場合については、周辺市町や徳島県との連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の評価・確認等

本計画の推進にあたり、計画の適切な進行管理を進めるため、庁内関係各課を中心として具体的な取り組みの進捗状況について把握に努めるとともに、「神山町子ども・子育て会議」において、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

また、各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、その実施状況について、年度ごとに進捗状況を把握・管理し、利用者の動向を考慮しながら、今後の事業展開に活かしていくものとします。

計画の実施と評価プロセス



資料編 参考資料（巻末資料）

■ 神山町子ども・子育て会議開催経過

年度	日程	検討内容
令和 5 年度	第1回 令和5年12月19日 (火曜日)	(1) 神山町第三期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査（案）について (2) その他
	第2回 令和6年3月19日 (火曜日)	(1) 神山町第三期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果について (2) 子ども・子育て支援事業計画について (3) その他
令和 6 年度	第1回 令和6年9月17日 (火曜日)	(1) 子ども・子育て支援事業計画について (2) 今後の会議スケジュールについて (3) その他
	第2回 令和6年12月17日 (水曜日)	(1) 神山町地域子育て支援センター（ぱんだぐみ）について (2) 子ども・子育て支援事業計画について (3) その他
	第3回 令和7年2月19日 (水曜日)	(1) 子ども・子育て支援事業計画について (2) その他

■神山町子ども・子育て会議委員名簿

(令和6年9月17日現在：敬称略)

所属		氏名
保育所代表	下分保育所長	西橋 宏子
保育所代表	広野保育所長	樽尾 圭子
保育所保護者代表	広野保育所保護者代表	松坂 智美
小学校代表	神領小学校長	村松 由丈
小学校代表	広野小学校長	大和 利弥
放課後児童クラブ代表	すだちっこくらぶ支援員	高橋 広美
放課後児童クラブ代表	広野児童クラブ支援員	坂本 美佳
放課後児童クラブ保護者代表	すだちっこくらぶ保護者会長	湯浅 あゆ美
中学校代表	神山中学校校長	松葉 諸勝
中学校保護者代表	神山中学校PTA会長	佐々木由紀子
保健師代表	健康福祉課保健師	根本 左知子
教育委員会代表	教育委員会教育次長	檜本 高康
地域子育て拠点施設代表	神山つなぐ公社	三好 絢野
学識経験者	主任児童委員	岩田 孝文
学識経験者	主任児童委員	高野 美佐子

■神山町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日

条例第 18 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、神山町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議長は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第 7 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料等の提出を求めることができる。

（庶務）

第 8 条 子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子

育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

■用語解説

(50 音順)

【か・力行】	
子育て支援センター	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的に、相談業務、情報提供、育児サークルの支援等を行う機関。
教育・保育施設	幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設）・保育所（園）のこと。
協働	まちづくりの共通目標（本計画においては、「こどもの「笑顔」と「輝き」を育むまち・神山」）を達成するために、多様な主体がそれぞれの役割と責務を認識しながら、それぞれの特性や資源等を活かしつつ対等な立場で、活動・連携してより大きな成果を創り出すこと。
【さ・サ行】	
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備に向けて、国、地方公共団体及び事業主が、次世代育成対策を推進するために必要な措置（行動計画の策定等）を講ずることを定めた法律。平成 15 年 7 月制定。
児童虐待	大人による、非偶発的に（単なる事故でなく、故意による場合も含んで）こどもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為。ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待などがある。
障がい児保育	集団保育が可能で、日々通所できる障がい児を保育するサービス。
ショートステイ	福祉施設に 1 週間程度入所して、入居者と同じ生活をしながら、食事、入浴、排せつ等日常生活上の介護や、日常動作に関する訓練等を受けられるサービス。
食育	自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送る力（身体によい食品を選ぶことができる力・料理をする力・食べ物と身体の関係がわかる力・おいしい味がわかる力・食を楽しむ力）を育て、食を通じて人生を心豊かに力強く生き抜く力を身につけること。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両立を充実させる働き方・生き方のこと。

【は・ハ行】

P T A	P T Aとは、Parent-Teacher-Association の略で、父母と教師が協力し、児童・生徒の成長と幸福のための諸活動を行うことを目的とする組織。
病後児保育	病気回復期で、通常の集団での保育が、食事や体力の面で困難な場合にこどもを預かるサービス。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員組織で、運営を行うのは市町村または公益法人。会員同士で地域において育児に関する相互援助活動を行う。アドバイザーが育児の援助を受けたい会員からの申込みに応じて、育児の援助を行ってくれる会員を紹介する。

【は・ハ行】

母子健康手帳	母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に地方自治体が交付する手帳。母子の健康記録と保健指導の基礎となる。
放課後子ども教室	両親の共働きなどにより、放課後、家庭に保護者のいない留守家庭児童を一定の場所に集め、適正な遊びや生活の場を提供し、こどもたちの健全な育成を図る事業。

【や・ヤ行】

要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

神山町

第三期子ども・子育て支援事業計画

発行：神山町役場 健康福祉課

〒771-3395 神山町神領字本野間 100 番地

電話 088-676-1114

発行年月：令和7年3月